

別表 2-3 (令和5年10月1日以降)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり 133,000円 ・人工呼吸器及び付帯する備品(注1) 1台当たり 5,000,000円 ※ネーザルハイフローに係る機器を含む ・个人防护具(令和6年3月31日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による) 医療従事者1人一日当たり 3,600円 ・簡易陰圧装置(注2) 1床当たり 4,320,000円 ・簡易ベッド(注2) 1台当たり 51,400円 ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品(注1) 1台当たり21,000,000円 ・簡易病室(注3)及び付帯する備品(注2) 実費相当額 ・HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台あたり 205,000円 <p>(注1)原則として神奈川県知事との協定による新たな確保病床の設置又は確保病床の増床に伴う整備に限る</p> <p>(注2)原則として神奈川県知事との協定による確保病床及び協力病床の新たな設置又は増床に伴う整備に限る</p> <p>(注3)簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <p>令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び个人防护具以外は対象外とする。</p> <p>また、个人防护具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>	初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(4) 外来対応医療機関設備整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設当たり 905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1 台当たり 205,000円 ・个人防护具（令和6年3月31日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による） 医療従事者1人一日当たり 3,600円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・簡易診療室（注）及び付帯する備品 実費相当額 <p>※原則として令和5年度の新たに事業を開始するものあるいは同年度の事業規模の拡大に伴う整備に限るものとする（个人防护具を除く）</p> <p>（注）簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <p>令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は个人防护具以外は対象外とする。</p> <p>また、个人防护具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>	<p>使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>（医療チーム派遣経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 ・業務調整員 1人1時間当たり1,560円 <p>（旧臨時の医療施設に派遣する場合）（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 ・業務調整員 1人1時間当たり3,120円 <p>（※）令和5年5月7日までに設置された施設をいう。</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間あたり5,520円 ・看護職員を派遣する場合(※) 1人1時間当たり8,280円 <p>(※) 令和6年3月31日までの派遣に限った特例とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務調整員 1人1時間当たり3,120円 <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(医療チーム活動費) 実費相当額</p> <p>※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>	
<p>(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり133,000円 ・個人防護具(令和6年3月31日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による) 医療従事者1人一日当たり 3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ・簡易ベッド 1台当たり51,400円 ・簡易診療室及び付帯する備品(注) 実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円 	<p>需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	<p>※原則として令和5年度に新たに事業を開始するものあるいは同年度の事業規模の拡大に伴う整備に限るものとする(個人防護具を除く)</p> <p>(注) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <p>令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は個人防護具以外は対象外とする。</p> <p>また、個人防護具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>	
(15) 外来対応医療機関確保事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関)の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関 1施設当たり500,000円 	<p>初度設備に必要な需用費(消耗品費、修繕料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>